

開催趣旨

平成23年1月17日

国土交通省 東北地方整備局

阿武隈川水系河川整備委員会の目的について

阿武隈川水系河川整備委員会規約より抜粋

第2条(目的)

この委員会は、国土交通省東北地方整備局長が作成する「阿武隈川水系河川整備計画(大臣管理区間)」の素案について意見を述べるとともに、河川整備計画策定後の各種施策の進捗に関して意見を述べるものとする。

また、河川整備計画に基づいて実施される事業のうち、再評価、事後評価の対象事業の評価を行い、東北地方整備局長に対し意見を述べるものとする。

阿武隈川水系河川整備計画(大臣管理区間) 事業再評価の流れ

(前回の河川整備委員会)

平成19年1月 事業再評価 河川改修事業

平成19年3月30日 阿武隈川水系河川整備計画策定

平成22年4月1日

公共事業評価実施要領改定(再評価サイクル短縮等)

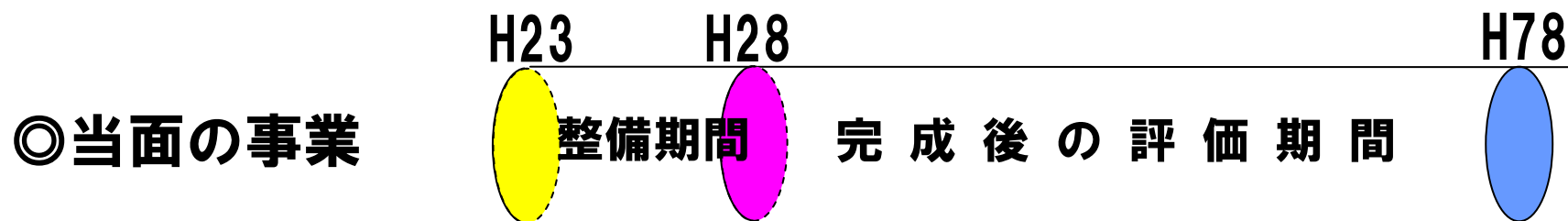
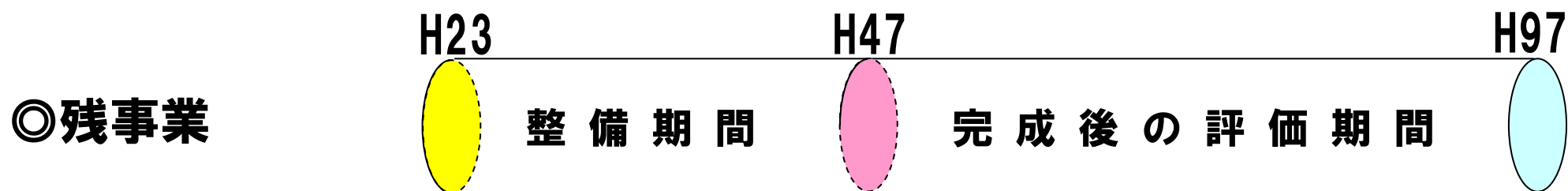
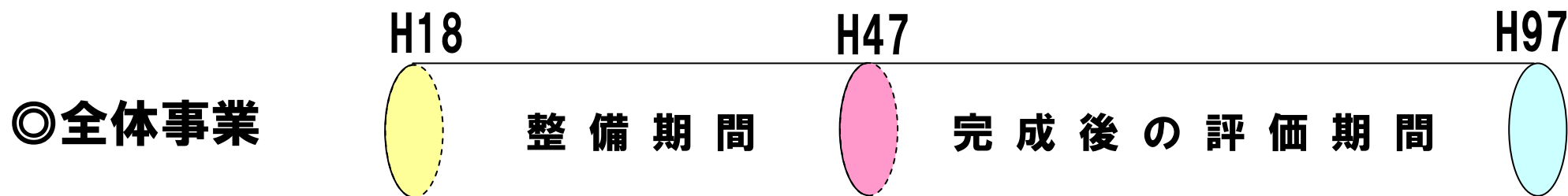
(来年度の河川整備委員会)

平成23年度 事業再評価 河川改修事業
※経過措置により、H23年度に再評価実施予定

H22.4.1以前
再評価
5年毎

H22.4.1以降
再評価
3年毎

■阿武隈川水系河川改修事業における費用対効果分析の算定ケース



公共事業評価実施要領改定(H22.4.1)の概要

<事業評価の新たな取り組み(H22.4.1実施要領改定)>

○都道府県・政令市への意見聴取の導入

直轄事業等の再評価について、地方負担の負担者である都道府県・政令市等からの意見を聴く。
※新規事業採択時評価については、平成21年度より導入済。(H21.12.24実施要領改定)

○再評価サイクルの短縮

事業化後、10年継続で1回目の再評価となっている規定を5年継続に短縮にするほか、直轄事業等に関する実施サイクルを5年から3年に短縮する。

	現 行	改 定
公共事業	<直轄事業等、補助事業等> 5年未着工・10年継続・5年毎	<直轄事業等> 3年未着工・5年継続・3年毎 <補助事業等> 5年未着工・ 5年継続 ・5年毎
その他施設費	3年未着工・7年継続・3年毎	3年未着工・ 5年継続 ・3年毎

事業評価における透明性の確保に向けた新たな取り組み

1. 感度分析の実施

- 新規事業採択時評価及び再評価が対象
- 残事業と全体事業の各々について、残事業費、残工期、資産を個別に±10%変動させて費用便益比を算定し、感度分析を実施

2. 事業費内訳書の作成

- 河川局所管事業の事業評価が対象
- 残事業費及び全体事業費について、内訳書を作成